

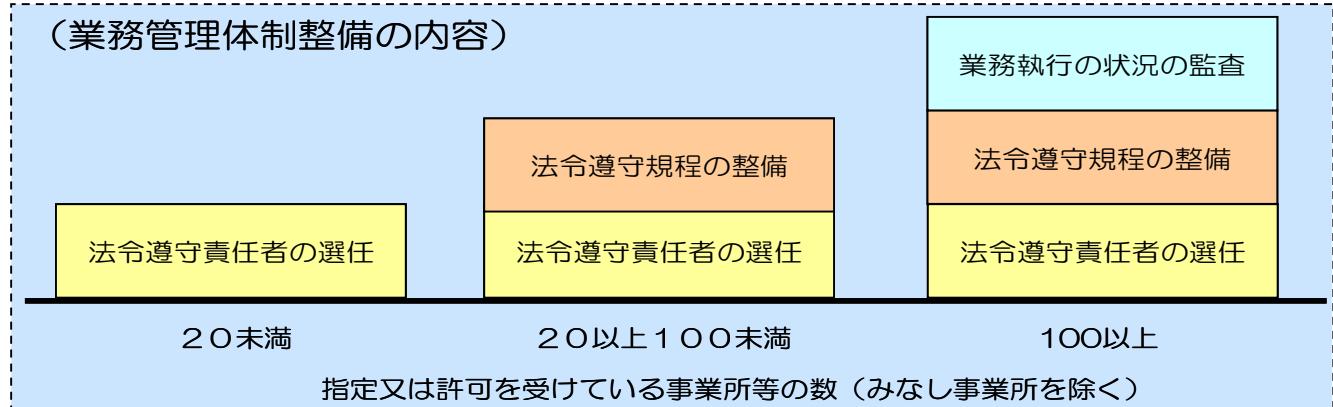
# 業務管理体制の整備に係る届出について

介護保険法第115条の32の規定により、介護サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

※ 事業所単位での届け出ではなく、事業者（法人）単位での届け出になります。

## 1 業務管理体制の整備内容

- 事業者（法人）で整備すべき内容は、指定・許可を受けている事業所数によって変わります。



- 事業所数には介護予防支援や介護予防サービスも含めますが、みなし指定の事業所は除かれます。

### （事業所数の考え方）

- ① 事業所数は、指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数えます。
- ② 同一の事業所番号であっても、サービス種別が異なる場合は、別事業所として数えます。
- ③ 同一の事業所が「認知症対応型共同生活介護」と「介護予防認知症対応型共同生活介護」の指定を受けている場合には、事業所数は2と数えます。

## 2 届出内容について

| 区分              | 届出内容                      |
|-----------------|---------------------------|
| ①「法令遵守責任者の選任」関係 | 法令遵守責任者の氏名及び生年月日          |
| ②「法令遵守規程の整備」関係  | 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 |
| ③「業務執行の状況の監査」関係 | 業務執行の状況の監査の方法の概要          |

## ※ 各届出事項に関する留意事項

### ① 法令遵守責任者の選任について

- ・ 何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも介護保険法及び介護保険法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者の選任が想定されます。
- ・ 法務部門を設置していない事業者（法人）の場合には、事業者（法人）内部の法令遵守を確保できる方を選任してください。
- ・ 法人の代表者自身が法令遵守責任者になることを妨げるものではありません。

### ② 法令遵守規程（業務が法令に適合することを確保するための規程の概要）について

- ・ 法令遵守規程については、事業者の従業員に少なくとも介護保険法及び介護保険法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、介護保険法及び介護保険法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者（法人）の実態に即したものでも構いません。

### ③ 業務執行の状況の監査について

- ・ 事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあっては、監査委員会）が介護保険法及び介護保険法に基づく命令の遵守を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって介護保険法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。
- ・ なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。
- ・ 定期的な監査とは、必ずしもすべての事業所に対して、年に1回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査を組み合わせることにより、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。

## 3 届出先

| 区分   | 届出先                           |
|--|-------------------------------|
| ①事業所又は施設が3以上の地方厚生局管轄の区域に所在する事業者                    | 厚生労働大臣                        |
| ②事業所又は施設が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者 | 事業者の<br>主たる事務所が所在する<br>都道府県知事 |
| ③事業所又は施設が1の指定都市の区域に所在する事業者                         | 指定都市の長                        |
| ④全ての事業所等が同一中核市内のみに所在する事業者                          | 中核市の長                         |
| ⑤地域密着サービス（予防含む）のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村のみに所在する事業者     | 市町村長                          |
| ⑥上記以外  | 都道府県知事                        |

#### 4 届出様式等

- 富士市に業務管理体制の整備に係る届出を行う場合には、【第1号様式】業務管理体制に係る届出書にご記入の上、下記担当まで直接又は郵送により提出してください。
- 届出済みの内容に変更が生じた場合には、【第2号様式】業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）にご記入の上、下記担当まで直接又は郵送により提出してください。

送付先：〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地

富士市役所 介護保険課 指導担当

- 事業所の指定や廃止により、届出先に変更が生じた場合には、変更前、変更後それぞれの行政機関に届出が必要です。
- 厚生労働省や都道府県に届出を行う場合の届出様式等については、それぞれの行政機関にお問い合わせ下さい。

【厚生労働省の業務管理体制の整備についてのホームページ】

<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/service/index.html>